

○総務省令第三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十七日

総務大臣 高市 早苗

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
<p>(法第三十八条の二の総務省令で定める区分)</p> <p>第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の「一から三十四」までに掲げる電気通信役務の区分とする。 (損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)</p> <p>第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。</p> <p>【一】 略</p> <p>二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の「一から三十三」までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの</p> <p>【イ〜ホ】 略</p> <p>（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）</p> <p>第二十七条の二の二 【略】</p> <p>2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の「一から三十三」までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>【一・二】 略</p> <p>様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書</p> <p>【略】</p> <p>【1】 略</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>【(1)〜(3)】 略</p> <p>【注1〜4】 略</p> <p>5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、 「同軸ケーブル」、 「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（同令第49条の6の12で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。））に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p> <p>【6〜8】 略</p> <p>【3】 略</p> <p>【注略】</p> <p>様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）</p>	<p>(法第三十八条の二の総務省令で定める区分)</p> <p>第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の「一から三十三」までに掲げる電気通信役務の区分とする。 (損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)</p> <p>第二十七条の二 【同上】</p> <p>【一】 同上</p> <p>二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の「一から三十二」までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの</p> <p>【イ〜ホ】 同上</p> <p>（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）</p> <p>第二十七条の二の二 【同上】</p> <p>2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の「一から三十二」までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>【一・二】 同上</p> <p>様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書</p> <p>【同左】</p> <p>【1】 同左</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>【(1)〜(3)】 同左</p> <p>【注1〜4】 同左</p> <p>5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、 「同軸ケーブル」、 「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の12で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。））に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p> <p>【6〜8】 同左</p> <p>【3】 同左</p> <p>【注同左】</p> <p>様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）</p>

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
[1～17 略]	
18 第五世代移動通信アクセスサービス	
19 ローカル5Gサービス	
20 [略]	
21 [略]	
22 [略]	
23 BWAアクセスサービス	全国BWAアクセスサービス
	地域BWAアクセスサービス 自営等BWAアクセスサービス
24～28 [略]	
29 上記1から28までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
30 [略]	
31 仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
	PHSに係るもの
	ローカル5Gサービスに係るもの BWAアクセスサービスに係るもの
32 [略]	
33 [略]	
34 上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

【注1 略】

- 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記31に該当する場合は、この限りでない。  
【3・4 略】
- FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7、8又は31に限る。）により記入すること。
- 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（6、7、16、17、18又は23に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記31のみに「○」をすること。

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
[1～17 同左]	
18 第五世代移動通信アクセスサービス	
19 [同左]	
20 [同左]	
21 [同左]	
22 BWAアクセスサービス	
23～27 [同左]	
28 上記1から27までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
29 [同左]	
30 仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
	PHSに係るもの
	BWAアクセスサービスに係るもの
31 [同左]	
32 [同左]	
33 上記1から32までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

【注1 同左】

- 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記30に該当する場合は、この限りでない。  
【3・4 同左】
- FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7、8又は30に限る。）により記入すること。
- 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（6、7、16、17、18又は22に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記30のみに「○」をすること。

<p>7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。        [8～10 略]</p>	<p>7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から32までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。        [8～10 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記号は注記を要す。</p>	

(電気通信主任技術者規則の一部改正)

第二条 電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)            第三条の二 「略」            「2」4 略」</p> <p>5 第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第二号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十五号に規定する公衆無線LANアクセスサービス又は同項第十八号に規定するアンライセンSLPWAサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するものである場合</p> <p>「イ・ロ 略」            「二 略」            「6・7 略」</p>	<p>(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)            第三条の二 「同上」            「2」4 同上」</p> <p>5 「同上」            「同上」</p> <p>一 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十五号に規定する公衆無線LANアクセスサービス又は同項第十七号に規定するアンライセンSLPWAサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するものである場合</p> <p>「イ・ロ 同上」            「二 同上」            「6・7 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第三条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

〔定義〕

第一条 〔略〕

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

〔一〇八 略〕

九 FWAアクセスサービス その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信業務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（ローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービス、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信業務であるものを除く。）をいう。

十 CATVアクセスサービス 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信業務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（FTHアクセスサービス又はローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービス、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信業務であるものを除く。）をいう。

〔十一・十二 略〕

十三 第五世代移動通信アクセスサービス 携帯電話・PHSアクセスサービスであつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

十三の二 ローカル5Gサービス ローカル5G通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二第二項で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）をいう。）を用いて提供される電気通信業務をいう。

十四 BWAアクセスサービス 全国BWAアクセスサービス、地域BWAアクセスサービス及び自営等BWAアクセスサービスをいう。

十四の二 全国BWAアクセスサービス

利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用

〔定義〕

第一条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 FWAアクセスサービス その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信業務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信業務であるものを除く。）をいう。

十 CATVアクセスサービス 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信業務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（FTHアクセスサービス又はIP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信業務であるものを除く。）をいう。

〔十一・十二 同上〕

十三 第五世代移動通信アクセスサービス 携帯電話・PHSアクセスサービスであつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

〔新設〕

十四 BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信業務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、無線設備規則第四十九条の二、十八又は第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いて提供されるものをいう。

〔新設〕



報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
<p>いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、広帯域移動無線アクセスシステム（無線設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムをいう。）を用いて提供されるもの（地域BWAアクセスサービス及び自営等BWAアクセスサービスを除く。）をいう。</p>	<p>十四の三 地域BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、地域広帯域無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する地域広帯域無線アクセスシステムをいう。）を用いて提供されるものをいう。</p>	<p>十四の四 自営等BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。）を用いて提供されるものをいう。</p> <p>〔十五〕十八 略〕</p> <p>十九 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（携帯電話、PHS端末、無線設備規則第四十九条の六の十二第二項で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。</p> <p>〔二十〕二十五 略〕</p> <p>（電気通信役務契約等状況報告等）</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。</p>
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔十五〕十八 同上〕</p> <p>十九 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。</p> <p>〔二十〕二十五 同上〕</p> <p>（電気通信役務契約等状況報告等）</p> <p>第二条 〔同上〕</p>

〔略〕	第五世代移動通信アクセスサービス	基地局を設置して第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二の二
〔略〕	ローカル5Gサービス	基地局を設置してローカル5Gサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二の三
〔略〕	全国BWAアクセスサービス	基地局を設置して全国BWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三
〔略〕	地域BWAアクセスサービス	基地局を設置して地域BWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三の二
〔略〕	自営等BWAアクセスサービス	基地局を設置して自営等BWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三の三
〔略〕	仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、携帯電話、PHS、ローカル5Gサービス又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信業務の提供を受けて自ら提供する仮想移動電気通信サービスを提供するもの（年度末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万未満であるものに限る。）	様式第十五の三の二

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信業務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信業務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象業務の欄に掲げる電気通信業務については、この限りでない。

〔一・二 略〕

〔三・四 略〕

様式第12の3（第2条第1項関係）  
第1表

〔同上〕	第五世代移動通信アクセスサービス	基地局を設置して第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二の二
〔同上〕	BWAアクセスサービス	基地局を設置してBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三
〔同上〕	仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信業務の提供を受けて自ら提供する仮想移動電気通信サービスを提供するもの（年度末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万未満であるものに限る。）	〔同上〕

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十二までに掲げる電気通信業務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信業務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象業務の欄に掲げる電気通信業務については、この限りでない。

〔一・二 同上〕

〔三・四 同上〕

〔新設〕



10 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

11 記載する都道府県の数に及び、項を適宜増減すること。

12 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告		契約数等	
サービスの種類 ローカル5Gサービス		事業者名	年 月 日現在
		法人番号	
1 契約数等			
報告事項	契約数等		
契約数			
接続に係るMVNO			
MNOであるMVNO			
契約数が3万以上であるMVNO			
事業者数			
接続に係るMVNO			
MNOであるMVNO			
参考事項			
2 MVNOの事業者名及び法人番号			
契約数が3万以上であるMVNO	契約数が3万未満であるMVNO		
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号

注1 自ら提供するローカル5Gサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下この表において「MVNO」という。）がある場合に記載すること。

2 「契約数」の項には、自ら提供するローカル5Gサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有せず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は含めないものとするとともに、一の契約で複数回の線を保有する契約

形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

- 3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
- 4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。
- 5 「事業者数」の項には、自ら提供するローカル5Gサービスに係るMVNOの合計数を記載すること。
- 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。
- 7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。
- 8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 10 記載する事業者名の数に及び、項を適宜追加すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第13 (第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別契約数	
サービスの種類 全国BWAアクセスサービス	年 月 日現在
[表略]	事業者名 法人番号

- [注1～4 略]
- 5 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。  
[6～10 略]

第2表

電気通信役務契約等状況報告 契約数等	年 月 日現在
-----------------------	---------

様式第13 (第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別契約数	
サービスの種類 BWAアクセスサービス	年 月 日現在
[表同左]	事業者名

- [注1～4 同左]
- 5 通信モジュールにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。  
[6～10 同左]

第2表

電気通信役務契約等状況報告 契約数等	年 月 日現在
-----------------------	---------



- ること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
  - 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注3後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
  - 5 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
  - 6 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
  - 7 注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
  - 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
  - 9 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
  - 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 契約数等	
サービスの種類 地域BWAアクセスサービス	年 月 日現在
事業者名 法人番号	
1 契約数等	
報告事項	契約数等
契約数	
接続に係るM V N O	
M N OであるM V N O	
契約数が3万以上であるM V N O	
事業者数	

接続に係るMVNO			
MNOであるMVNO			
参 考 事 項			
2 MVNOの事業者名及び法人番号			
契約数が3万以上であるMVNO		契約数が3万未満であるMVNO	
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号

注1 自ら提供する地域BWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下この表において「MVNO」という。）がある場合に記載すること。

- 2 「契約数」の項には、自ら提供する地域BWAアクセスサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は含めないものとするとともに、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
- 3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
- 4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。
- 5 「事業者数」の項には、自ら提供する地域BWAアクセスサービスに係るMVNOの合計数を記載すること。
- 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスを提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。
- 7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。
- 8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 10 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第13の3（第2条第1項関係）

第1表

電気通信役務契約等状況報告

【新設】



都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 自営等BWAアクセスサービス

事業者名  
法人番号

都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

- 注 1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。
- 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
  - 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含むこと。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含むこと。
  - 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注3後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含むもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
  - データ伝送役務に併せて音声伝送役務を提供しているものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。
  - 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
  - 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
  - 注4から注7までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
  - 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
  - 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。  
第2表

電気通信役務契約等状況報告		契約数等	
サービスの種類	自営等BWAアクセスサービス	年	月
		日	現在
		事業者名	
		法人番号	
1 契約数等			
報告事項		契約数	等
契約数			
接続に係るMVNO			
MNOであるMVNO			
契約数が3万以上であるMVNO			
事業者数			
接続に係るMVNO			
MNOであるMVNO			
参考事項			
2 MVNOの事業者名及び法人番号			
契約数が3万以上であるMVNO		契約数が3万未満であるMVNO	
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号

注1 自ら提供する自営等BWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下この表において「MVNO」という。）がある場合に記載すること。

2 「契約数」の項には、自ら提供する自営等BWAアクセスサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は含めないものとするとともに、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をM

- VNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
- 4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。
  - 5 「事業者数」の項には、自ら提供する自営等BWAアクセスサービスに係るMVNOの合計数を記載すること。
  - 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。
  - 7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。
  - 8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
  - 9 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
  - 10 記載する事業者名の数に同じ、項を適宜追加すること。
  - 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 様式第15の3（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

年 月 日現在

事業者名  
法人番号

1 仮想移動電気通信サービスの契約数等

種別	提供 元事 業者 名	提供 元事 業者 の法 人番 号	区分				合計
			再 脚 印	S I Mカ ード 型	通 信 モ ジ ュ ー ル	単 純 再 販	
携帯電話に係るもの							
PHSに係るもの							
ローカル5Gサービスに係るもの							
BWAアクセスサービスに係るもの							

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

年 月 日現在

事業者名  
法人番号

1 仮想移動電気通信サービスの契約数等

種別	提供 元事 業者 名	提供 元事 業者 の法 人番 号	区分				合計
			再 脚 印	S I Mカ ード 型	通 信 モ ジ ュ ー ル	単 純 再 販	
携帯電話に係るもの							
PHSに係るもの							
BWAアクセスサービスに係るもの							

様式第15の3（第2条第1項関係）

参考事項

[2 略]

【注略】

参考事項

[2 同左]

【注同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービス又は同項第十四号の三に規定する地域BWAアクセスサービスを提供している電気通信事業者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。